2　調達機関は、入札書を提出した供給者に対し、落札の決定を速やかに通知する。調達機関は、第十七・十八条の規定に従うことを条件として、要請に応じ、落札者とされなかった供給者に対し、当該調達機関が当該供給者の入札を選択しなかった理由を説明する。

3　調達機関は、落札の日の後少なくとも三年間、この章の規定の対象となる調達の実施に関連する文書及び報告書（前条3の規定により必要とされる報告書を含む。）を保持する。

第十七・十七条　調達制度に関する情報

1　各締約国は、自国の調達に関する法令、手続及び政策上の指針であって対象調達に関連するもの並びにこれらの変更又は追加を速やかに公表する。

2　各締約国は、自国の調達に関する法令、手続及び政策上の指針に関連する事項についての説明を求める他方の締約国からの要請に速やかに応ずる。

第十七・十八条　情報の不開示

この章のいかなる規定も、ある者から提供された秘密の情報の開示が供給者の間の公正な競争を害するおそれがある場合には、締約国又はその調達機関に対し、当該秘密の情報を提供した当該者の許可なく当該秘密の情報を開示し、又は提供することを求めるものと解してはならない。

第十七・十九条　苦情申立ての手続

1　各締約国は、対象調達に関連して供給者がこの章の規定に基づく義務を履行する措置について違反があった旨の苦情を申し立てる場合には、当該供給者に対し、調達機関との協議により当該苦情を解決するよう奨励する。この場合には、当該調達機関は、苦情申立ての制度により是正措置がとられることを妨げないように、当該苦情について公平な、かつ、時宜を得た考慮を払う。

2　各締約国は、対象調達に関連して供給者が当該締約国の法令及び手続に従って行った苦情申立てを無差別な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な方法で受理し、審査するため、自国の調達機関から独立した少なくとも一の公平な行政当局又は司法当局を維持する。

3　各締約国は、苦情申立ての仕組みに関する情報を一般に利用可能なものとする。

第十七・二十条　例外

1　第一・十条（総則―安全保障のための例外）の規定を適用するほか、この章のいかなる規定も、締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める措置であって、国家の安全保障のため又は国家の防衛上の目的のために不可欠の政府調達に関連するものをとることを妨げるものと解してはならない。

2　この章のいかなる規定も、締約国が、次のいずれかの措置を講じ、実施し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該措置が、同じ条件の下にある場合の両締約国間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で、又は両締約国間の貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないことを条件とする。

(a)　公衆の道徳、公の秩序又は公共の安全の保護のために必要な措置

(b)　人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c)　知的財産の保護のために必要な措置

(d)　心身障害者、慈善団体若しくは非営利的団体又は刑務所労働により生産される物品又は提供されるサービスに関する措置

3　両締約国は、2(b)の規定には、環境に関する措置であって、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要なものを含むことを了解する。

第十七・二十一条　調達の過程における健全性の確保

1　各締約国は、自国の政府調達における腐敗行為を防止するために、刑事上又は行政上の罰則があることを確保する。

2　調達機関は、対象調達を次の(a)又は(b)に定める要件を満たす透明性のある、かつ、公平な方法により実施する。

(a)　可能な限り、入札の手続を実施する者についての利益相反を排除すること。

(b)　(a)に規定する利益相反を十分に排除することが不可能な場合には、そのような利益が調達の過程における手続又は決定に影響を及ぼすことを防止すること。

第十七・二十二条　訂正又は修正

1　一方の締約国は、附属書十三（政府調達）の自国の表に関する訂正又は修正（以下この条において「修正」という。）の提案を他方の締約国に書面により通報する。その通報には、修正が行われる前の既存の適用範囲の水準と同等の水準を維持するために必要な場合には、補償的な調整の提供の申出を含めることができる。

2　提案された修正は、修正を行う締約国に対し他方の締約国が1に規定する通報の日の後四十五日以内に書面により異議を申し立てない限り、効力を生ずる。

3　一方の締約国は、提案した修正が附属書十三（政府調達）の自国の表に関する純粋に形式的又は軽微なもの（例えば、次に掲げるもの）である場合には、他方の締約国に対し補償的な調整を提供することを要しない。

(a)　調達機関の名称の変更

(b)　一又は二以上の調達機関の合併

(c)　一の調達機関の二以上の調達機関への分割（分割された調達機関が全て附属書十三（政府調達）の同一の節における調達機関の表に加えられる場合に限る。）

(d)　参照ウェブサイトの変更

4　両締約国が提案された修正について合意しない場合には、異議を申し立てた締約国は、当該提案された修正を明確にするために追加の情報を要請することができるものとし、当該修正が行われる前の既存の適用範囲の水準と同等の水準を維持するために補償が必要であると当該異議を申し立てた締約国が認めるときは、補償の提供の申出が行われることを要請することができる。両締約国は、当該異議に係る問題を協議によって解決するようあらゆる努力を払う。

5　両締約国は、異議に係る問題を協議によって解決した場合には、第一・十四条（総則―両締約国間の連絡）に定める連絡部局に対し合意された修正を通報する。

6　いずれの締約国も、この章の規定に基づく義務を回避することを目的として修正を行ってはならない。

第十七・二十三条　調達機関の民営化

政府が附属書十三（政府調達）において特定する調達機関の持分を保有し、又は当該調達機関の役員を指名することができる場合においても、当該調達機関に対する政府による監督が実効的に排除されたときは、この章の規定は、当該調達機関については、適用しないものとし、また、補償を提案することを要しない。一方の締約国は、政府による監督が排除される前に、又はその後できる限り速やかに、当該調達機関の名称を他方の締約国に通報する。その通報には、当該監督が実効的に排除されたことについての証拠を含める。

第十七・二十四条　追加的な交渉

一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後、この章の規定に従って他方の締約国に与えた利益を超えて政府調達の市場への拘束力のあるアクセスに関する追加的な利益を第三国に与える場合には、当該他方の締約国の要請に応じ、当該他方の締約国との間で、当該追加的な利益を相互主義に基づき当該他方の締約国に対しても与えることを目的として交渉を行う。

第十七・二十五条　協力

1　各締約国は、この章の規定の適用に関連する事項（自国の調達に関する法令及び政策上の指針に関連する事項を含む。）についての説明を求める他方の締約国からの要請に応ずる。

2　各締約国は、この条の規定に基づき行う要請のために第一・十四条（総則―両締約国間の連絡）に定める連絡部局を用いる。

3　合同委員会は、この章の規定の実施及び運用について検討を行う責任を有する。